令和８年秋季全国火災予防運動

令和8年11月9日（月）から11月15日（日）まで

火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的に実施します。

火災の発生を防止し、命や財産を守るためには、日頃からの防火意識が大切です。この運動を機会に、ご家庭の火災危険を確認するなど、火災予防について考えてみましょう。

【期間中の主な取組み】

1　住宅防火対策の推進

（1）住宅用火災警報器について

平成21年6月1日から、全ての住宅に火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。設置してから10年を経過した住宅用火災警報器が増え、電池切れや故障等により火災時に正常に作動しなくなるおそれがあります。

交換の目安は10年です。設置から10年を経過している住宅用火災警報器は交換しましょう！

誰でも簡単！住宅用火災警報器の点検・交換

●点検は定期的に

本体のボタンを押すか、付属の紐を引きます。
正常な場合、正常を知らせる音声や警報音が鳴ります。
少なくとも年に2回は点検しましょう。
（春・秋火災予防運動の時期に実施することを推奨）

反応しない場合は、すぐに交換しましょう！

●交換の目安は10年

設置から10年以上の場合も交換しましょう！

設置年数は、設置の時に記入した設置年月や交換期限で確認できます。
記載がない場合は、製造年でおおよその時期がわかります。



新しく交換する際は、生活に適した機器を！

火災などの危険に対して、より安心できるさまざまな機能を兼ね備えた機器の設置を検討しましょう。

※住宅用火災警報器に関するリーフレットのダウンロードはこちらから

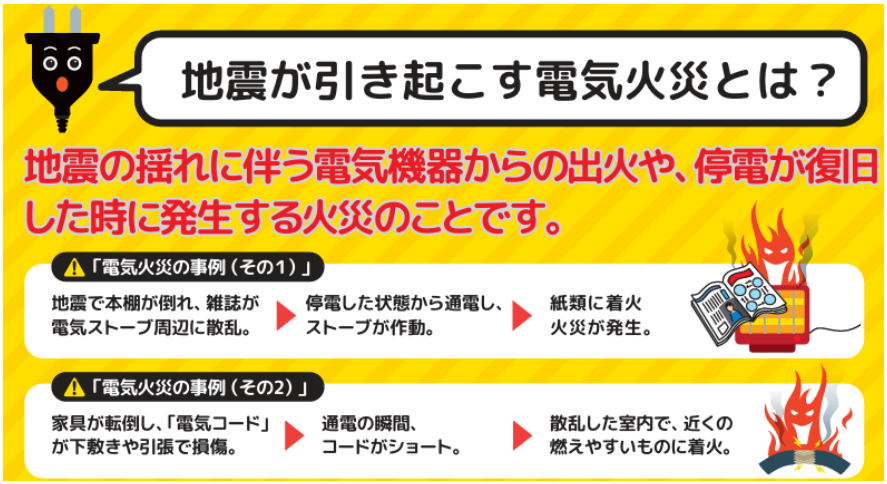
(2)感震ブレーカーについて

感震ブレーカーを知っていますか？

東日本大震災や阪神淡路大震災など過去の大震災で発生した火災の6割以上が電気に起因する火災と言われています。大震災時の電気火災を防ぐには、揺れを感知して自動的に電気を止める「感震ブレーカー」の設置が効果的です。

感震ブレーカーを設置して、電気火災から「家」・「地域」を守りましょう。

※「感震ブレーカー」に関するリーフレットのダウンロードはこちらから





2　住宅防火　いのちを守る　10のポイント

「4つの習慣」「6つの対策」を参考にそれぞれのご家庭で住宅防火に取り組みましょう。

4つの習慣

1. 寝たばこは絶対しない、させない。
2. ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
3. こんろを使うときは火のそばを離れない。
4. コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

1. 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
2. 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
3. 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する。
4. 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
5. お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
6. 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

※「住宅防火　いのちを守る　10のポイント」に関するリーフレットのダウンロードはこちらから

3　乾燥時及び強風時火災発生防止対策の推進

過去10年、県央消防本部管内（諫早市、大村市、雲仙市[国見町、瑞穂町を除く]）では、たき火などの焼却行為による火災が多く発生しており、**火災原因の1位**となっています。

年別	火災件数	過去3年のおもな出火原因					
		1位		2位		3位	
R5	66 件	たき火	19件	たばこ	5件	灯火	3件
R6	73件	たき火	16件	たばこ こんろ 電気機器	4件	ストーブ 灯火 火入れ 放火	3件
R7	78件	たき火	12件	電気機器	7件	こんろ	6件

※令和8年10月末日時点で、たき火などの焼却行為による火災が21件発生しています。

《焼却からの火災を防ぐには》



◆たき火などの焼却は原則禁止されています

例外的に焼却ができる場合であっても、みだりに焼却せずに近隣に迷惑とならないように配慮をお願いします。

<u>焼却を始める前に</u>

- 周囲に燃えやすいものがない場所で行う。
- 乾燥注意報などが出ていたり、強い風が吹いている時は行わない。
- 水バケツ、消火器等による消火の準備をする。
- 消防署に届出をする。（届出については、最寄りの消防署まで！）



<u>焼却をしているときに</u>

- 火を消すまで、その場を離れないようにする。
- 火の粉が飛ばないように少しずつ燃やし、衣服などに燃え移らないように注意する。

<u>焼却が終わった後に</u>

- 再び燃えないよう完全に火が消えたことを確認する。

※たき火などの焼却行為に関するリーフレットはこちらから



問合せ先　諫早消防署 22-0119　大村消防署 52-4138　小浜消防署 74-3231